

長崎県無電柱化推進計画の改定（案）に対する
パブリックコメントの募集結果について

長崎県無電柱化推進計画の改定（案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 募集期間 令和4年11月1日（火曜日）から令和4年11月30日（水曜日）まで
2. 意見の件数 6件（2個人、1団体）
3. 意見への対応区分の内容

区分	対応内容	件数
A	案に修正を加え、反映させたもの	0
B	案にすでに盛り込まれているもの 案の考え方に合致し、今後、実施の中で反映させていくもの	5
C	今後、検討していくもの	1
D	反映が困難なもの	0
E	その他	0
計		6

4. 提出された意見の要旨及び県の考え方

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
1	B	ページ：2～3 項目名：1. 3) ① 防災 緊急輸送というのは色々な場合があると思いますが、早く進めて安全な街づくりをお願いしたいです。それと、電柱自体の老朽化はどのような状況なのか気になります。古い電柱に対する対策をお願いしたいです。	本計画に基づき、無電柱化の着実な推進に努めてまいります。 また、電柱の老朽化に関するご意見については、所有者である電線管理者へ長崎県無電柱化協議会等を通じて、ご意見をお伝えいたします。
2	B	ページ：3 項目名：1. 3) ④ 道路事業等に合わせた無電柱化 無電柱化を進めるためには巨額の費用が掛かると聞いており、費用対効果を確認の上重点的に進めるべきと考えるが、大規模な開発が行われる際にはその区域内の無電柱化が図れないかを事前によく検討すべきと思う。長与町内でも今大規模な宅地開発が行われているが、無電柱化が企図されているのか気になっている。	開発者と電線管理者に無電柱化の推進についての理解が得られるよう努めてまいります。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
3	B	<p>ページ：1 項目名：はじめに</p> <p>今般、長崎県が「無電柱化の推進に関する法律」および、同法に基づく「無電柱化推進計画（以下「国の計画」という。）」の改定をうけ、「長崎県無電柱化推進計画 令和2年3月」を迅速に改定し、国の施策と整合しながら計画的に無電柱化事業を推進することにつき、賛同いたします。</p>	<p>本計画に基づき、無電柱化の着実な推進に努めてまいります。</p>
4	B	<p>ページ：3～4 項目名：3. 無電柱化の推進に関する目標</p> <p>「長崎県無電柱化推進計画(案)令和4年〇月(以下「改定計画案」という。）」においては、新たに「国の計画」の計画目標・指標と整合する「防災」および「安全・円滑な交通確保」に関する目標が設定・公表されたことにより、本県と全国との水準比較が可能性の向上や計画的な進捗管理に資する良い改定と考えます。</p>	<p>本計画に基づき、無電柱化の着実な推進に努めてまいります。</p>
5	C	<p>ページ：3～4 項目名：3. 無電柱化の推進に関する目標</p> <p>無電柱化事業は、予算や工事期間など様々な制約がある中で、均衡的かつ着実に推進していく必要があると考えております。</p> <p>ご高尚のとおり「国の計画」における「電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%（R元年度末）→52%（R7年度末）、さらに国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」では同達成（「100%着手率」年次は令和44年度から41年度に前倒されておりますが、本県の「改定計画案」の同着手率は15%（R2年度末）→17%（R7年度末）に留まっております。</p> <p>「国の計画」にある「令和7年度までに平均して約2割のコスト縮減への取り組み」も踏まえ、本県においても令和41年までに同着手率100%達成を展望できるように無電柱化事業を進めていただきたいと考えます。</p>	<p>国の達成目標に合わせられるよう努めてまいります。</p>

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
6	B	<p>ページ：3～4</p> <p>項目名：3. 無電柱化の推進に関する目標</p> <p>「改定計画案」の「特定道路における無電柱化着手率」57%（R2年度末）→59%（R7年度末）は、同「国の計画」の着手率目標31%（R元年度末）→38%（R7年度末）に比べて極めて高い着手率となっており、同事業に関する県のご尽力に敬意を表します。</p>	<p>本計画に基づき、無電柱化の着実な推進に努めてまいります。</p>